

韓国の芸術家福祉法と 芸術家・文化芸術の実態

呉学殊

労働政策研究・研修機構

Ⅰ 芸術家福祉法

(예술인복지법, 制定2011年10月制定
11月公布、2012年11月施行)

Ⅰ 制定背景

2011年1月29日、シナリオ作家であったチェ・ゴウン(최고은)さんの餓死(持病を抱えながら何も食べられずに死亡。享年32歳)が住民によって発見。発見者は隣の住民で次のようなチェさんのメモをみて、チェさんの部屋に入って発見。「その間、多く助けてくださいますありがとうございます。恥ずかしいですが、何日間何にも食べられずにいるので、ご飯とキムチがあったら、私の部屋を叩いてください。」チェさんは、2007年、韓国芸術総合学校の映画課を卒業してから短編映画「激情ソナタ」で一躍脚光を浴び、映画制作会社とシナリオ契約を結んだものの、制作に至らず、生活苦を抱えていたという。

*盧武鉉大統領時代(2003-8年)に「芸術家社会保険加入問題」を政府の政策課題としてあげられた。その前は金大中大統領時代の文化政策

(社会的に注目を集めた芸術家などの事故・事件)

- 著作権問題：2004年白・ヒナ（백희나）作家の絵本『クルムパン（雲パン）』が刊行、その後、40万部の販売で売上高が約2億円、しかし、印税(一時金)約200万円しか払われない。同作家が訴訟を起こし、1と2審で敗訴、現在、最高裁の判決を待つ。
- 2015年著作権の着服問題：TVドラマ専門の音楽制作会社（ロイエンターテインメント、旧クンエンターテインメント）が作曲家を搾取、著作権の着服(音源収益50%→30%)。
- 2016年相次ぐ自死事件：ゲーム会社ネッマブル社で労働者3人が相次いで自殺、劣悪な労働環境(長時間労働、深夜2時会議など)が明らかに。
- 2016年李・ハンビット(이한빛、享年27歳)PD自死事件：2016年CJ ENMにPDとして入社、「1人酒男女」に助演するが、劣悪な労働環境（暴言、過重労働、非正規労働者やスタッフの解雇、既支給代金の返金の仕事、他のスタッフへの1日20時間仕事の強要など）に抗する中、仕事を排除されて自死。

2 主な改正内容

2013 年12 月

- 文化体育観光部長官（以下、文化長官）による3 年ごとの実態調査に係る条項（第4 条の2）の新設
- 芸術家との契約を締結する文化芸術企画業者等の不公正行為の禁止及び長官による是正命令及び過怠料の賦課に係る条項（第6 条の2）の新設
- 芸術家福祉財団による労災保険料の一部補助に係る条項（第7 条第2 項）の新設
- 国の芸術家福祉財団への出資・支援に係る条項（第10 条の2）の新設

2016 年2 月

- 文化芸術関連契約において書面契約書（署名・捺印）の作成を義務付ける条項（第4 条の3）の新設
- 不公正行為の実態調査のための文化芸術企画業者等に出席・報告を要求可能（第6条の2第1項、第2項、第4項及び第5項）
- 長官の是正命令に従わない者に対する国及び地方公共団体の財政支援の停止に係る条項（第6 条の3）の新設
- 財団の事業に、不公正行為に係る被害相談及び法的支援、芸術家の権利保護のための教育プログラムの運営等を追加（第10 条第1 項）

- 2018年10月
 - 芸術家の人間的尊厳及び身体的・精神的安定が保障されている環境で芸術活動をする権利があることを新設（第3条第4項）
 - 国と自治体がセクハラ・性暴力から芸術家を保護する施策を講じるように明記（第4条第3項）
 - 不公正行為の中に「契約条件と異なる活動を強要する行為」を追加（第6条第2の1号）
 - 韓国芸術家福祉財団の事業に「芸術系のセクハラ・性暴力の予防教育及び被害救済支援事業」を追加（第10条第1項の第10号新設）

2019年12月改定

- 文化長官が5年ごとに芸術家福祉政策の基本計画を作成するようにした（第4条2の新設）
- 文化長官は、文化芸術企画業者等が契約書に明示すべき事項、署名または記名・捺印した契約書の交付などの義務を違反した場合、是正措置を命じることができるようにした（第4条4第4項の新設）。
- 文化芸術企画業者等は契約書を3年間保存義務（第5条の2新設）
- 文化長官は、文化芸術契約の締結に関する事実関係の調査のために必要な場合、文化芸術企画業者等に対し関連事項を報告させるか必要な書類または出席を要求することができる（第6条の4新設）

3 芸術家福祉法の主要内容

(1) 目的：芸術家の職業的地位と権利を保護し、福祉支援を通じて芸術家の創作活動を増進して芸術発展に資すること。

- 地位と権利：文化国家の実現と国民生活の質の向上に重要な貢献をする存在として正当な尊重を受ける地位
- 全ての芸術家は、自由に芸術活動に従事する権利、成果を通じて正当な精神的、物質的な報酬を享受する権利
- 全ての芸術家は、有形・無形の利益提供や不利益の脅威により不公正な契約を強要されない権利
- 芸術家の定義：芸術活動を業とし、国を文化的、社会的、政治的に豊かにするのに貢献する者として、文化芸術分野において大統領令で定める創作、実演、技術支援等の活動を証明できる者という。

(2) 国及び自治体の責務

- ・ 芸術家の地位と権利を保護し、福祉増進に関する施策の樹立・施行。
- ・ 地域、性別、人種、障害、所得などによる差別がなく芸術活動に従事する施策
- ・ 予算の範囲内で福祉増進のための事業と活動に必要な支援
- ・ 文化体育観光部長官：芸術家福祉政策のために3年ごと実態調査、調査のための資料提出要求

(3) 文化芸術契約

- ・ 対等な立場で公正に契約締結、信義に基づき契約を誠実に履行
- ・ 契約書の明示項目と署名・捺印後の相互交付
 1. 契約金額
 2. 契約期間・更新・変更及び解約に関する事項
 3. 契約当事者の権利及び義務に関する事項
 4. 業務・課業の内容、時間及び場所等用役の範囲に関する事項
 5. 収益の配分に関する事項
 6. 紛争解決に関する事項
- ・ 標準契約書の開発・普及、標準契約書締結者の優遇可能

(4) 不公正行為の禁止（「芸術家権利保障法」（2022年9月施行）へ）

1. 優越的な地位を利用して芸術人に不公正な契約条件を強要したり、

契約条件と他の活動を強要したりする行為

2. 芸術人に適正な収益配分を拒否・遅延・制限する行為

3. 不当に芸術人の芸術創作活動を妨げたり、指示・干渉したりする行為

4. 契約過程で知った芸術人の情報を不当に利用したり、第三者に提供し

たりする行為

・文化長官は、不公正行為の際に、文化芸術企画業者等に対し、不公正行為の中止、契約条項の削除または変更、是正措置の公表、その他の是正措置を命じる。また、不公正行為に関する事実関係の調査に必要な報告、資料の提出または出席を要求できる。

(5) 履行確保： 罰則

(3年以下懲役又は300万円以下罰金)

①財団の支援を受けるために提出された資料を不法に使用・提供、漏洩した者

②支援関連の金融情報等を不法に使用、提供、漏洩した者

(過怠料)：50万円以下の賦課

①実態調査に必要な関連提出の未提出 (第4条2の第2項)

②書面契約の未作成文化芸術企画業者等 (第4条の3第2項)

③不公正行為の事実関係調査の際に報告・資料提出なし、虚偽資料提出 (第6条の2第2項)

④韓国芸術家福祉財団またはそれと類似の名称を使用した者

(6) 労災保険料の一部支援

Ⅱ 韓国芸術家福祉財団の役割 (2012設立、同法第4章)

Ⅰ 同財団の事業

1. 芸術家の社会保障拡大支援
2. 芸術家の職業安定・雇用創出及び職業転換支援
3. 元老芸術家の生活安定支援など脆弱芸術階層の福祉支援
- 3の2. 「障害芸術人文化芸術活動支援に関する法律」第3条第1号による障害芸術家の文化芸術活動のための福祉支援
4. 個人創作芸術家の福祉増進支援
5. 芸術家の福祉実態及び勤労実態の調査・研究
6. 芸術家福祉金庫の管理・運営及び芸術人の生活安定のための資金の融資
7. 芸術家共済事業の管理・運営
8. 不公正行為による被害相談及び法律的支援
9. 芸術家の権益保護のための教育プログラム運営
10. 芸術系セクハラ・性暴力予防教育及び被害救済支援
11. 政府から委託された事業
12. その他、芸術家の福祉増進のために大統領令で定める事業

11-2 芸術活動証明

1 申請可能者：11の芸術分野で創作、実演、技術支援及び企画の活動をする芸術家、証明に関しては「芸術活動証明運営指針」に詳細内容が規定。

2 証明の種類

(1) 芸術活動証明（一般）：4つのいずれかで申請可能

①最近3年又は5年の間に公開・発表された芸術活動

②最近1年又は3年の間の芸術活動収入

③元老芸術家、キャリア断絶芸術家、特殊な方法で作業を行う芸術家は基準外活動

④文化財庁及び広域市・道が認めた無形文化財所有者、伝承教育師は無形文化財関連特例

・芸術活動証明完了後、「芸術活動証明確認書」を出力し活用

(2) 新進芸術家芸術活動証明（新進）

・最近2年の間に公開・発表された芸術活動にて申請

(3) 芸術活動証明特例（特例）

・芸術家労災保険、社会保険料支援、芸術家苦情窓口を活用する際に、当該事業のみに効力がある。「芸術活動証明確認書」は別途の申請が必要。

3 実績：2022年10月12日現在150,828名（18年57,417名から毎年増加中）、「新進」10,817名

II-3 芸術家パス

* 芸術家の文化の享有機会の拡大とプライド（自矜心）鼓吹が目的

1 申請者：

- (1) 芸術活動証明完了の芸術家
- (2) 学芸士、文化芸術教育師資格取得者
- (3) 美術館・博物館の館長または設立者

2 メリット：

- ・ 各種美術館、博物館などの入場料無料または割引き適用
- ・ 演奏会などの割引き（4割）適用
- ・ カフェやリゾートなどの割引き（概ね約1割以上）適用

11-4 創作準備金支援、医療費支援

1 創作準備金支援

- (1) 申請者：「芸術活動証明」又は「新進芸術家証明」の所持者
- (2) 支援対象の所得水準：中位所得の120%以内
(2022年度、中位所得（月）は約23万円)
- (3) 支援金：1人当たり30万円隔年支援（18,000名）。
「新進」（生涯1回限り）の場合、20万円（3,000名）

2 医療費支援

- (1) 申請者：世帯収入の中位所得85%以下
- (2) 支援金：最大年間30万円、例外的に50万円

11-5 社会保険支援

1 労災保険（2012年11月フリーランスも対象）：事務代行、保険料一部還付

（1）保険料は収入に応じ1等級（約22万円）から12等級（約70万円）までの基準報酬額×保険料率（0.7%）定額、

（2）還付：1等級新規加入者最初の6か月90%、以降50%

2～12等級加入者50%

2 雇用保険（2020年12月から対象）：対象者は月平均所得5万円以上の者、保険料率1.4%（労使折半）

3 年金：標準契約書締結の間、保険料の40～80%支援

社会保険料の支援（ドルヌリ制度等、2012年導入）

：社会保障制度への加入により死角地帯解消

	ドルヌリ制度（22年月23万円未満の労働者とその雇用主、労働者10人未満企業対象）				
	国民年金・雇用保険		健康保険		
	新規加入者	既加入者	新規加入者	既加入者（2019年）	
5人未満	90%	30% (2021年より廃止)	60%	10%	
5人以上-9人まで	80%		50%		
* 支援は最大36か月まで					
* 国民年金保険料4.5%					
* 雇用保険保険料1.4%					
* 健康保険保険料3.7%					
* 新規加入者とは、2018年1月1日以降、支援対象前の1年間同保険に加入していない者					

II-6 標準契約書の普及（著作権に対する社会的認識向上、 公正な契約及び芸術家の権益保護、紛争の際に法的根拠）

10分野

①美術分野12種類（展
示及び販売委託、専
属、売買など）

②工芸分野
5種類

③公演芸術分野
5種類

④漫画分野
6種類

⑤アニメーション分野
4種類

⑥大衆文化分野
6種類

⑦放送分野
6種類

⑧映画分野
8種類

⑨出版分野
10種類

⑩著作財産権分野
4種類

II-7 法的支援など

- 1 法律相談・コンサルティング件数：2022年10月12日まで2,849件
- 2 セクハラ・性暴力相談・被害者支援
(「芸術家権利保障法」(2022年9月施行)に基づく)
- 3 不利益など(書面契約違反、権利侵害)申請受付と支援
(「芸術家権利保障法」に基づく)
- 4 芸術家組合結成の受付・申告書発給
(「芸術家権利保障法」第14条第1項)
- 5 心理相談(個人、集団単位)
：ストレス解消と創作意欲の向上のため
- 6 権益保護教育
 - (1) アウトリーチ権益保護教育(契約、著作権、労働人権)
：20人以上集団で申請
 - (2) 契約の理解のための特講
 - (3) アウトリーチ性平等・性暴力予防教育：10人以上集団で申請
 - (4) オンライン教育：上記教育内容を受講できる。

11-8 役割の実績（2020年度）

- ・ 2020年度予算約81億円（国庫補助金62億円、文化振興基金19億円、体育振興基金0.2億円など）参考21年度約110億円
- ・ 創作準備金支援事業：15,260名（累積36,798名）参考21年24,000名
- ・ 芸術家派遣事業（芸術価値の拡散、新芸術職務領域の開発）
：1,023件（累計5,884名）1人当たり6か月間、毎月12～14万円支援
- ・ 不公正慣行の改善（「芸術家苦情窓口」）：248件（累積1,191件）
- ・ 心理相談支援：1,517名（累積5,425名）全国心理相談指定機関37箇所
- ・ 社会保険（年金、雇用保険）料支援：1,504名（累積6,601名）
社会保険（労災）料支援：2,400名累積5,635名
- ・ 医療費支援：累積281名・0.9億円
- ・ 性暴力被害申告受付件数：51件（累積122件）、予防教育参加2,515名
- ・ 標準契約書教育：参加者12,124名（累積22,337名）
- ・ 子ども保育サービス：3,940名（累積22,402名）
- ・ 芸術活動証明：30,018名（累積98,582名）参考21年累計129,450名

11-9 芸術家実態調査（2021年）結果

- 芸術家福祉法に基づき、3年ごとに実施（1998年から実施）、
目的は芸術家の権益保護と福祉政策の企画立案の基礎資料
- 調査対象：文学、美術、工芸、写真、音楽、国楽、大衆音楽、放送演芸、舞踊、演劇、漫画、その他の14分野
- 2021年調査の対象者：5109名（母集団229,372名）
- 調査内容：芸術活動分野、雇用形態及び創作環境、生活及び福祉
- 芸術活動関連契約締結の経験あり：54.8%（前回2018年、47.9%。以下、同じ）、
うち書面契約48.7%（18年42.5%、15年29.7%）、口頭契約6.1%（5.5%）
- 書面契約のうち、標準契約書使用66.0%
（18年44.7%、15年44.8%）
- 過去1年間の契約形態：書面契約76.3%、口頭契約23.7%

- 不当な契約締結の経験率：11.2%、その内容は「不公正な契約条件や契約条件と異なる活動の強要55.7%、「収益の適正な配分の拒否・遅延・制限」45.5%、「芸術創作活動の妨害、不当な指示・干渉」18.1%
- 著作権保有率：26.9%（18年25.0%、15年17.8%）
- 芸術キャリア断絶経験割合：36.3%（23.9%、15.9%）、断絶理由「芸術活動収入不足」69.7%、「出産・育児」9.0%、「疾病」4.9%、「学業」2.8%
- 過去1年間（2021年）芸術作品の発表回数：平均3.8回
（2018年7.3回、15年9.1回）
- 過去1年間外国芸術活動経験率：14.4%（18年23.1%、15年20.1%）
- 就労形態：専業55.1%（自営25.7%、契約社員20.8%、日雇・時間制17.0%）
- 兼業44.9%（理由：低い所得42.6%、不規則な所得33.7%）
- 過去1年間フリーランス（自由契約者）による従事：専業78.2%、兼業72.2%

- 1年間の収入：約70万円（約130万円）、世帯収入：約397万円（約423万円）

- 芸術活動の主たる収入源：

給与18.2%、出演料17.0%、作品販売料14.6%、

補助金・支援金10.7%、著作権7.2%、原稿料7.1%、その他2.4%、なし22.9%

- ストレスを感じる割合 45.5%

ストレス内容：

①他分野の職業に比べて低い報酬水準74.5%

②芸術活動のための時間不足40.2%

③感情労働36.6%

④芸術家に対する低い社会的認識29.6%

⑤能力開発機会の不足27.7%

⑥ワークライフバランス問題18.1%

⑦対人関係が難しい10.2%

⑧性、地域、学歴、障害などに伴う差別待遇8.6%

⑨組織文化への適応が難しい4.8%

⑩業務上の災害危険2.5%

⑪その他9.6%

- 社会保険加入率

- ・ 公的年金：58.9%（18年53.0%、15年50.4%）

- ・ 健康保険：94.0%（93.5%、95.2%）

- ・ 労災保険：28.5%（27.0%、26.0%）

- ・ 雇用保険：27.6%（24.1%、25.1%）

失業手当受給率4.8%（18年2.5%、15年7.2%）

失業手当平均額約13万円

- 芸術家の雇用保険加入者数（2022年2月基準）：113,394名

- 芸術業務中傷害の経験率：4.9%（6.2%、7.9%）

III 文化芸術産業の動向

出所：韓国文化体育観光部HP

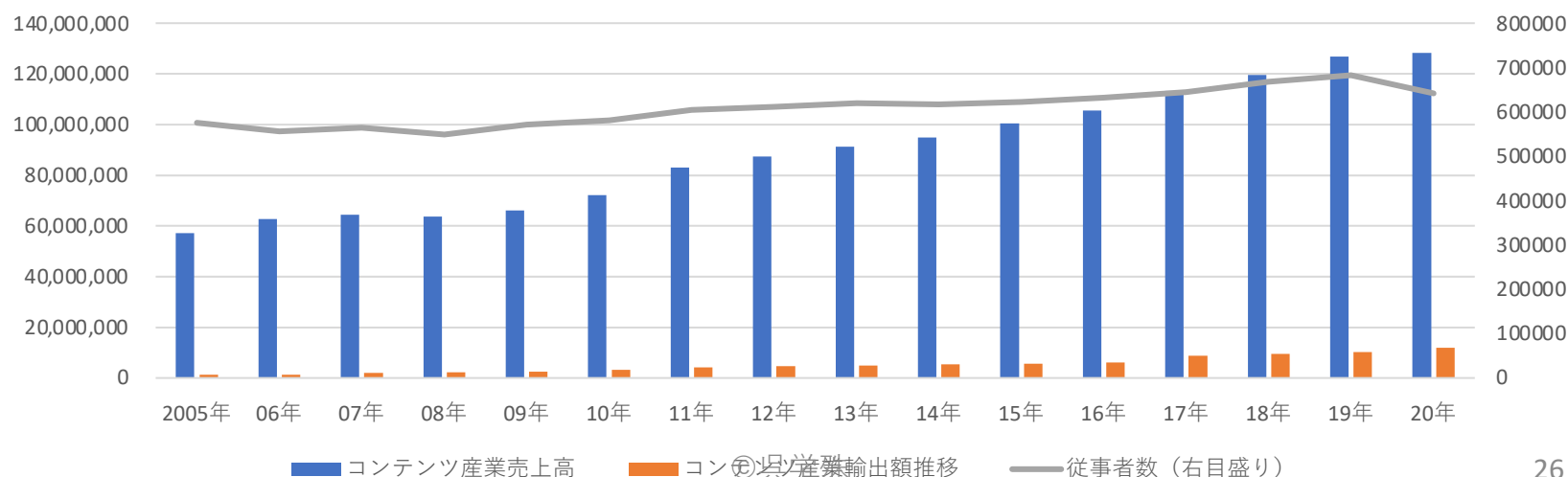
「資料空間－主要統計指標－文化産業－コンテンツ産業調査」

15年間：売上高2.24倍、輸出額9.17倍、従事者数1.12倍

労働者1人当たり売上高2005年約996万円から2020年1998万円と2倍増加。

	売上高	輸出額	従事者数
2005年	5兆7289億円	1301億円	575060
2010年	7兆2120億円	3226億円	581276
2015年	10兆486億円	5661億円	621928
2020年	12兆8287億円	1兆1924億円	642086

コンテンツ産業の売上高、輸出額、従事者数の推移（単位：百万ウォン、名）



IV まとめ

1 政策が結果を生み出す

韓国の本格的な文化政策は金大中大統領時代に始まった。当時、経済危機（「IMF経済危機」）から製造業の限界を認識し、これからの産業は「文化産業」と「IT産業」と決めて、政策を推進。文化政策の礎石を敷いた。当時、文化政策の方針は「支援はするが、干渉はしない」というもので、揺れはあったものの、現在まで引き継がれている。

2 芸術家福祉法

文化国家の実現と国民生活の質の向上に貢献する者として芸術家の位置づけ（地位）と権利を明確にし、国と自治体の責務を定めて政策を展開（国民の文化的生活の質向上と芸術家の権利向上との両立・シナジー効果）

3 犠牲を無駄にせず、それを生かす政策の展開

4 文化政策と文化芸術（コンテンツ）産業の実績との関係についてはより精緻な分析が今後の課題であるが、次の指標で、政策の効果が認められるのではないか。過去15年間：売上高2.24倍、輸出額9.17倍、従事者数1.12倍、労働者1人当たり売上高2005年約996万円から2020年1998万円と2倍増加。

5 日本への示唆：国の明確な方針と一貫した政策の展開

・歴史のアイロニー：金大中大統領時代、文化政策に伴う文化開放を推進したが、日本文化の悪影響（文化の植民地）が最も懸念。しかし、日本で「韓流」を作り、それが韓国と世界に広がり現在にいる。



Arts Workers Japan

一般社団法人日本芸能従事者協会

芸術・芸能の仕事に従事するすべての方と、日本の文化の発展をともに考え、実現していくための協会です。

代表理事 森崎めぐみ
設立日 令和3年9月16日
URL <https://artsworkers.jp>

東京労働局承認 全国芸能従事者労災保険センター

あらゆる業種の芸能従事者のための、政府労災の加入窓口です。
全国の加入者の方々とともに、安全対策をしています。

理事長 森崎めぐみ
設立日 令和3年4月
URL: <https://geinourousai.org>

